

①：どっちを招く？

A：プロのバンド

クイズ	間違えるところなことに・・・	クイズの解説
ライブで、バンドが演奏する音楽の使用料は誰に支払うのでしょうか？ ○ 1. 音楽を作った作詞家や作曲家 × 2. 音楽を演奏する演奏家	音楽プロデューサーから苦情「私の楽曲を許可なく演奏するってどういうことですか!？」	作詞家や作曲家には、楽曲を無断で演奏されない権利があります。よって、バンドがライブで楽曲を演奏する場合、作詞家、作曲家の許諾を得なければなりません。その場合、バンドの出演料とは別に、作詞家や作曲家に楽曲の使用料を支払う必要があります。 なお、作詞家や作曲家の多くは、著作権の管理を「著作権等管理事業者」に委託しているので、(一般的には主催者が)管理事業者を通して楽曲の使用料を支払います。

発問例	発問に対する解答例	対象
プロのバンドやアマチュアバンドの出演料以外に誰かに何か支払う必要はありますか？	作詞・作曲した人に、音楽の使用料を支払う必要があります。	中学・高校向け
音楽の著作権等管理事業者には、どのような会社(団体)がありますか？ また、他のジャンルの著作権等管理事業者にはどのような会社(団体)がありますか？	▼文化庁ホームページ 著作権等管理事業者の登録状況 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kanri_jigyohou/touroku_jyokyo/index.html	高校向け 発展版

①：どっちを招く？

B：アマチュアのバンド

クイズ	間違えるところなことに・・・	クイズの解説
<p>入場料無料のライブを行う場合、アマチュアのバンドがヒット曲を自由に演奏してもいいのでしょうか？</p> <p>× 1. ギャラ（出演料）の発生にかかわらず、自由に演奏してよい ○ 2. ギャラ（出演料）が発生する場合は、作詞家・作曲家の許諾が必要</p>	<p>音楽プロデューサーから苦情「演奏するバンドにはギャラが出るのに、私の楽曲の演奏許可はとってくれないんですね！」</p>	<p>営利目的でなく入場料が無料でさらに演奏者に報酬が払われない場合であれば、誰でもイベント等で観衆に対して自由に演奏できるとされています。ですから、演奏者に出演料などの報酬が支払われる場合には、プロかアマチュアに関わらず無断で演奏はできません。</p>

発問例	発問に対する解答例	対象
<p>プロのバンドとアマチュアのバンドの違いは何ですか。</p>	<p>例：プロのバンドは、楽曲を作ったり演奏したりすることを職業として、お金を儲けている。 アマチュアのバンドは、楽曲を演奏することを趣味として楽しむ。</p>	<p>中学・高校向け</p>
<p>「コピーバンド」と呼ばれるアマチュアバンドがあります。その存在自体は合法でしょうか？</p>	<p>有名なバンドの曲をコピーして演奏するアマチュアのバンドのことを、俗に「コピーバンド」と呼ぶことがあります。 コピーバンドであっても、他人の楽曲を非営利・無料・無報酬なら許諾なく演奏できます。 また、営利目的であっても利用許諾を得て演奏すれば問題はなく、「コピーバンド」の存在そのものが違法ということはありません。 ただ、オリジナルのバンドの名誉を傷つけるような活動はするべきではありません。</p>	<p>高校向け</p>
<p>プロのバンドやアマチュアバンドの出演料以外に、誰かに何か支払う必要はありますか？</p>	<p>作詞・作曲した人に、音楽の使用料を支払う必要があります。</p>	<p>中学・高校向け</p>
<p>音楽の使用料を支払わなくてもいいのはどのようなときですか？</p>	<p>営利目的ではなく、入場料が無料で、演奏者に報酬が支払われないときは支払う必要はありません。</p>	<p>中学・高校向け</p>

②：録画と宣伝の準備

A：録画の準備をしよう

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
ライブの主催者は、記録のためにライブを録画してはいけないのでしょうか？ ○ 1. 主催者であっても、無断で録画することはできない × 2. 主催者なので、自由に録画してよい	音楽プロデューサーから苦情 「私の曲の演奏を許可なく撮影するなんて！」 バンドのマネージャーから苦情 「うちのバンドの演奏を録画するなんて聞いてないですよ！」	作詞家や作曲家には無断で録画や録音されない権利があります。これは演奏とは違う著作物の利用なので、演奏の許諾を得たからといって、録画できることにはなりません。 また、楽曲を演奏する人にも演奏（実演）を無断で録画や録音されない権利があります。よって主催者は、ライブを録画する場合、作詞家、作曲家及び出演者の許諾を得る必要があります。

発問例	発問に対する解答例	対象
バンドの写真を使ったり、バンドの演奏の様子を録画したりするときは誰の許諾が必要ですか？	バンドのメンバーの承諾の他、写真の場合は撮影したカメラマン、録画・録音の場合は作詞家や作曲家の許諾が必要です。	高校向け

②：録画と宣伝の準備

B：宣伝用のポスターを作ろう

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
ポスターに写真を使う時には、誰に許諾を得るのでしょうか？ ○ 1. 写真に写っている人と撮影した人両方 × 2. 写真に写っている人だけ	カメラマンから苦情 「私の撮影した写真を許可なくポスターにしないでください！」 バンドのマネージャーから苦情 「ポスターにうちのバンドの写真をだまって使わないでください」	写真も著作物なので、カメラマンなど写真を撮影した人に許諾を得なければ、写真を使用できません。 また、自分の姿を写真に写されたり、自分が写っている写真を無断で利用されない権利を「肖像権」といいます。特に歌手などの場合、写真に写った肖像そのものに商品価値があるので無断で使うことはできません。

発問例	発問に対する解答例	対象
バンドの写真を使ったり、バンドの演奏の様子を録画したりするときは誰の許可が必要ですか？	バンドのメンバーの承諾の他、写真の場合は撮影したカメラマン、録画・録音の場合は作詞家や作曲家の許可が必要です。	高校向け

③：録画の活用

A：販売

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
ライブの記録用に録画の許諾を得ていれば、その後、無断でDVD化して販売してもよいのでしょうか？ × 1. 一度許諾を得ているので、販売してもよい ○ 2. 販売してはいけない	音楽プロデューサーから苦情 「私の曲を無断でDVD販売するなんて！」 バンドのマネージャーから苦情 「うちのバンドのDVDを無断で販売するなんて！」	今回のように、計画が変わって後日DVD化が決まった場合などは、事前に許諾を得て録画していたとしても、改めて作詞家、作曲家及び楽曲を演奏する人に同意を得る必要があります。なお、同時に、販売部数や販売額について両方で定めておく必要があります。

発問例	発問に対する解答例	対象
録画したものを販売したり、テレビやインターネットを通してライブ中継したりするにはどのようなことに気をつけたらよいですか？	販売の契約書や放映の手続きをそれぞれしっかりと行う必要があります。	中学・高校向け 発展版
無料でDVDを配布する場合はどうでしょうか？	無料で配布する場合も、作詞家、作曲家及び楽曲を演奏する人の許諾が必要です。	高校向け

③：録画の活用

B：放送

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
<p>作詞家・作曲家やバンドのメンバーからライブのテレビ放送の許諾を得られれば、インターネットテレビでもライブ放送することはできるのでしょうか？</p> <p>× 1. 同じ「放送」なので、できる ○ 2. インターネットとテレビは違う方法で放送されているので、できない</p>	<p>バンドのマネージャーから苦情 「無断でライブをインターネット放送するなんて！」</p> <p>音楽プロデューサーから苦情 「私の曲を無断で放送しないでください！」</p>	<p>作詞家や作曲家および楽曲を演奏する人などには、無断で放送されない権利や無断でインターネットで配信されない権利があります。そして、テレビでの放送とインターネットでの放送は利用目的が異なるため、それぞれについて許諾を得る必要があります。</p>

発問例	発問に対する解答例	対象
<p>録画したものを販売したり、テレビやインターネットを通してライブ中継したりするにはどのようなことに気をつけたらよいですか？</p>	<p>販売の契約書や放映の手続きをそれぞれしっかりと行う必要があります。</p>	<p>中学・高校向け 発展版</p>